

新たな管理型最終処分場 候補地選定委員会

第4回委員会

平成29年10月27日

3次スクリーニングの評価項目及び 評価方法(案)について

(1) 第3回委員会で説明した3次スクリーニングのイメージ

○評価項目(想定)

◆自然的条件

- ・表層地質
- ・地形判読
- ・希少動植物の生息地 等

◆社会的条件

- ・集落の立地状況
- ・水道水源の状況
- ・学校、病院の立地状況
- ・神社、仏閣の立地状況
- ・市町村指定の文化財の位置
- ・進入道路整備の必要性や廃棄物運搬の利便性 等

○評価項目毎の評価の内容(想定)

調査方法	想定評価項目		評価の内容(一例)
既存資料による 机上調査	自然的条件	表層地質	「堆積物」や「岩」等によって評価を行う
		地形判読	地形図と航空写真から土砂災害の危険性について地形判読を行い、評価を行う
		希少野生動植物の生息地	調査対象地から生息地までの距離によって評価を行う
	社会的条件	集落の立地状況	調査対象地から最寄りの集落までの距離によって評価を行う
		水道水源の状況	調査対象地から水道水源までの距離によって評価を行う
		学校、病院の立地状況	調査対象地から学校等までの距離によって評価を行う
		神社、仏閣の立地状況	調査対象地から神社等までの距離によって評価を行う
		市町村指定の文化財の位置	調査対象地から市町村指定文化財までの距離によって評価を行う
		進入道路整備の必要性	既存道路からの進入道路の整備が必要か否か等の評価を行う
		運搬道路の利便性	進入道路が接続する既存道路の車線数等の評価を行う

各項目の評価基準及び評価方法、並びに評価項目毎の重み付け等を検討する必要がある

(2) 評価項目(案)

「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領(2010年版)」(以下「計画・設計・管理要領」という。)を参考に、地形地質等の自然的条件、学校や病院、水道水源の位置等の社会的条件による項目を検討する

◆自然的条件による項目(案)

①地形判読(委員からの提案項目)

調査対象地は谷地形が多いため、防災の観点から地すべり地形や崩壊の跡地、軟弱地盤等を地形図等を基に判読し、表層地質や土砂災害の危険度を評価する

→ 地形判読は、地形図(1/25,000)や国土交通省、国立研究開発法人防災科学技術研究所等の既存資料を用いて行う

②希少野生植物の生息地

希少野生植物の保護の観点から、希少野生植物の生息地からの距離を評価する

→ 県立牧野植物園へ希少野生植物の生息地を照会する

→ 生息地は非公開情報であるため、取扱注意となる

※野生動物の生息地

野生動物は、移動等もあることから生息調査が必要となるが、2次調査対象地の全箇所において野生動物の生息調査を行うことは難しい

◆社会的条件による項目(案)その1

①建物の立地状況

廃棄物運搬車両や処分場での埋立作業による騒音・振動等の影響を考慮すると、近辺に建物等が無いことが望ましいため、建物(②を除く)の立地状況を評価する

- 調査対象地から1000m以内(計画・設計・管理要領に準拠)の範囲を地形図(1/25,000)で確認する
- 集落を明確に定義するものは無いことから、調査対象地から建物までの距離により評価する

②保育園、幼稚園、学校、病院、診療所の立地状況

廃棄物運搬車両や処分場での埋立作業による騒音・振動等の園児・児童等や患者への影響を考慮すると、近辺に保育園等が無いことが望ましいため、調査対象地から各施設までの距離を評価する

- 調査対象地から1000m以内(計画・設計・管理要領に準拠)の範囲を次の資料で確認する
 - ・保育園、幼稚園は各市町村HP掲載の住所で確認する
 - ・学校(小・中・高・大学)、病院、診療所は、国土数値情報※で確認する

③水道水源の状況

新施設の処理水は無放流を予定してはいるが、「高知県産業廃棄物処理指導要綱」(以下「指導要綱」という。)では、「水道の取水地点から上流1000m以内の区域では原則として最終処分場を設置してはならない」としていることから、水道水源までの距離を評価する

- 調査対象地から1000mの範囲を県所有の水道水源の位置図で確認する
 - 水道水源の位置情報は、非公開情報であるため取扱注意となる
- ※確認する水道水源：開発水、河川自流、伏流水、井戸、湧水

※「国土数値情報」とは、国土形成計画、国土利用計画の策定等の国土政策の推進に資するために、地形、土地利用、公共施設などの国土に関する基礎的な情報をGISデータとして整備し、公表しているもの(国土交通省国土政策局国土情報課)

◆社会的条件による項目(案)その2

④文化財の位置

建設工事に伴う土地の改変や廃棄物運搬車両による影響から文化財を保護する観点から、調査対象地から文化財までの距離を評価する

- 史跡・名勝・天然記念物、周知の埋蔵文化財包蔵地は、選定エリアの除外区域として除外しているが、調査対象地から1000m以内(計画・設計・管理要領に準拠)の範囲をGIS上で確認する
- 市町村指定の史跡・名勝・天然記念物についても、市町村教育委員会に所在地を照会して確認する

⑤神社・仏閣の位置

建設工事に伴う土地の改変や廃棄物運搬車両による影響から神社・仏閣を保護する観点から、調査対象地から神社・仏閣までの距離を評価する

- 調査対象地から1000m以内(計画・設計・管理要領に準拠)の範囲を地形図(1/25,000)で確認する

⑥進入道路整備の必要性

進入道路の整備延長の長短によって事業費に影響を与えるため、車両が進入できる最寄りの道路(国道、県道、市町村道、林道、農道)から施設までの進入道路の整備が必要となる延長(道路新設延長や拡幅延長)を評価する

- 最寄り道路から調査対象地までの区間を地形図(1/25,000)で確認し、次の判断を行う
 - ・既設道路が無い : 進入道路の新設が必要
 - ・幅3.0m未満の道路がある : 道路の拡幅が必要

⑦廃棄物運搬の利便性(委員からの提案項目)

廃棄物運搬の利便性は、廃棄物発生量の多い県中央部により近い方が高いことから、県中心部(県庁)からの距離を評価する

- 運搬距離は、運搬車両の通行するルートによって異なるため、県庁を中心とする円(距離)により評価する

(3) 評価方法(案)

○評価項目毎の評価基準(案)

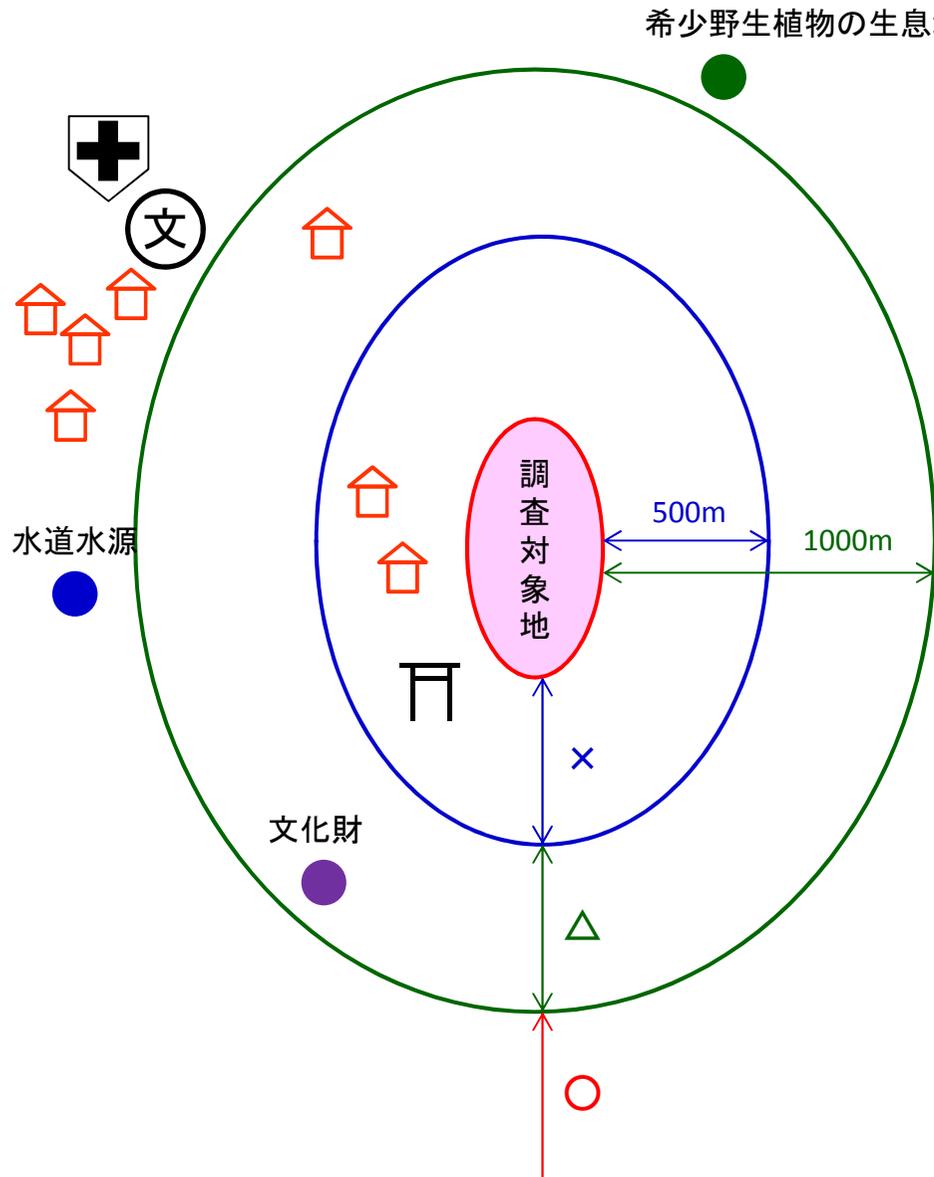
「計画・設計・管理要領」や指導要綱を参考に、○、△、×の評価を判断する基準値を検討する

調査方法	評価項目		評価項目毎の評価基準			備考
			○	△	×	
既存資料による机上調査	自然的条件	地形判読	×以外	—	土砂災害に対する大規模な対応必要	委員提案
		希少野生植物の生息地	2000m以内に無し	2000m以内に有り	調査対象地内に有り	要領
	社会的条件	建物の立地状況	1000m以内に無し	500m超え1000m以内に有り	500m以内に有り	要領
		保育園、幼稚園、学校の立地状況	〃	〃	〃	〃
		病院、診療所の立地状況	〃	〃	〃	〃
		水道水源の状況	〃	上流1000m以内に有り	下流1000m以内に有り	指導要綱
		文化財の位置	〃	500m超え1000m以内に有り	500m以内に有り	要領
		神社・仏閣の位置	〃	〃	〃	〃
		進入道路整備の必要性(拡幅)	整備不要	2000m以下の整備必要	2000m超える整備必要	〃
		進入道路整備の必要性(新設)	〃	〃	〃	〃
廃棄物運搬の利便性	16.4km以内	16.4kmを超える	—	委員提案		

- ・要領とは、「計画・設計・管理要領」のこと
- ・廃棄物運搬の利便性は、県庁からエコサイクルセンターまでの直線距離(約16.4km)を評価基準とする

○評価イメージ図1

評価項目毎に、最寄りの評価対象物と調査対象地の直線距離により評価する



左イメージ図の場合の評価

評価項目		評価
自然的条件	地形判読	—
	希少野生植物の生息地	△
社会的条件	建物の立地状況	×
	保育園、幼稚園、学校の立地状況	○
	病院、診療所の立地状況	○
	水道水源の状況	○
	文化財の位置	△
	神社・仏閣の位置	×
	進入道路整備の必要性(拡幅)	—
	進入道路整備の必要性(新設)	—
廃棄物運搬の利便性	—	

左イメージ図では、地形判読、進入道路の整備の必要性、廃棄物運搬の利便性は表現していないため、この表では「-」としている

(参考) 今後のスケジュール

